

奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画 策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 奈良県における老人福祉計画及び介護保険事業支援計画を一体的に策定するため、奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 (1) 奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画の策定及び見直しに関すること。
 (2) 奈良県高齢者福祉計画策定ワーキンググループに対する助言・指導に関すること。
 (3) その他関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。
 2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。
 (1) 学識経験者
 (2) 保健・医療・福祉関係団体の代表者
 (3) 議会関係者
 (4) 自治体代表
 (5) 住民代表
 3 委員の任期は、知事が委嘱した日から、当該日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 特別の事項を検討する必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。
 2 専門委員は、知事が委嘱し、当該特別の事項に関する検討が終了したときは、解任されたものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 2 委員長は、委員会を掌理する。
 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。
 2 委員長は、第3条に規定する委員及び第4条に規定する専門委員のほか、必要な者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部長寿社会課において行う。

(その他)

第8条 この要綱の定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

- 附 則
 この要綱は、平成11年8月10日から施行する。
 附 則
 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
 附 則
 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
 附 則
 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
 附 則
 この要綱は、平成17年12月19日から施行する。
 附 則
 この要綱は、平成20年9月8日から施行する。
 附 則
 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。